

# 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」

概要

## 1. 措置を実施する期間

令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで

## 2. 措置の対象とする区域

三重県全域



広げない



持ち込まない



「三密」しない

## 3. 実施する措置の内容

### (1) 感染防止対策徹底のお願い

#### ① 外出自粛の徹底

- ・生活の維持に必要な場合を除く移動（県境を越える移動、県内における移動）の自粛
- ・特に、大型連休期間中における移動の自粛
- ・接待を伴う飲食店や遊興施設等への外出自粛
- ・海外への渡航の自粛

#### ② 県外の方へのお願い

- ・県外から三重県への移動自粛の呼びかけ

#### ③ 衛生管理と体調管理の徹底

- ・咳エチケットや石けんによる手洗いなど基本的な感染予防の徹底
- ・十分な睡眠など体調の管理

#### ④ 3つの『密』の回避、人との距離の確保

- ・3つの『密（密閉空間・密集場所・密接場面）』の回避
- ・人と人との一定の距離（2メートル程度）の確保
- ・飲食店等における上記の対応について配慮を依頼

### (2) 企業等へのお願い

#### ① 感染防止対策の徹底

#### ② 在宅勤務等の積極的な活用

- ・在宅勤務（テレワーク）の積極的な導入
- ・時差出勤、自動車（自転車）通勤への配慮
- ・学校における接触機会の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備

#### ③ 休暇等への配慮

- ・従業員の発熱時等の出勤自粛
- ・保護者である従業員が安心して子育てできるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等への配慮

### (3) イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、3つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・上記以外でも、一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれる等のイベントの原則、中止・延期
- ・やむを得ずイベントを開催する場合は、感染防止対策を徹底

### (4) 事実に基づく冷静な対応のお願い

#### ① 人権への配慮等

- ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと

#### ② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- ・SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

### (5) 休業要請等へのご協力のお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。また、これに当てはまらない施設についても、施設の使用停止の協力を依頼
- 「(3) イベント開催自粛のお願い」と同様、イベント・パーティ等の開催自粛を要請

#### ① 基本的に休止を要請する施設

遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）、商業施設（生活必需品の小売関係や生活必需サービス業は除く）  
※下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

#### ② 基本的に休止を要請しない施設

適切な感染防止対策、営業時間の短縮、宿泊延期依頼対応等の協力を要請  
1. 社会福祉施設等  
2. 社会生活を維持する上で必要な施設

今こそ「オール三重」で一致団結して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきましょう！